回覧												

垂水市農林技術協会だより

第８号：令和８年11月１日発行

発行・事務局：垂水市農林課
問合せ先：32-1224（直通）

● 内 容

・狩猟期間に入りました
・狩猟をされる方へ～狩猟及び有害鳥獣捕獲に関する安全確保のお願い～
～豚熱の拡大防止にご協力ください～
・農業用廃プラスチック類は適切に処理しましょう!
・農業用廃プラスチック（廃ビニール）類等の回収について
・木材PR・木材需要拡大の要望活動
・農林課職員による現地確認について

農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています →

垂水市公式LINE
＼友だち募集中！／

狩猟期間に入りました

狩猟期間中の誤認による狩猟事故を防止するため、山林に入る場合は、狩猟者が確認しやすい目立つ色の衣服を着用するなどの対策に心がけましょう。

また、狩猟をされる方は正しいマナーと安全確認で狩猟事故防止に努めましょう。（次のページに関連記事）

なお、狩猟期間中はイノシシ・サルを除き原則、市による有害鳥獣捕獲は行いませんので、電気柵等を設置するなどの自己防護策をお願いします。

令和８年度の鹿児島県の狩猟期間は、

▶イノシシ・シカ
令和８年11月1日（日）～令和９年3月15日（月）

▶その他の狩猟鳥獣（タヌキ、アナグマ等）
令和８年11月15日（日）～令和９年2月15日（月）



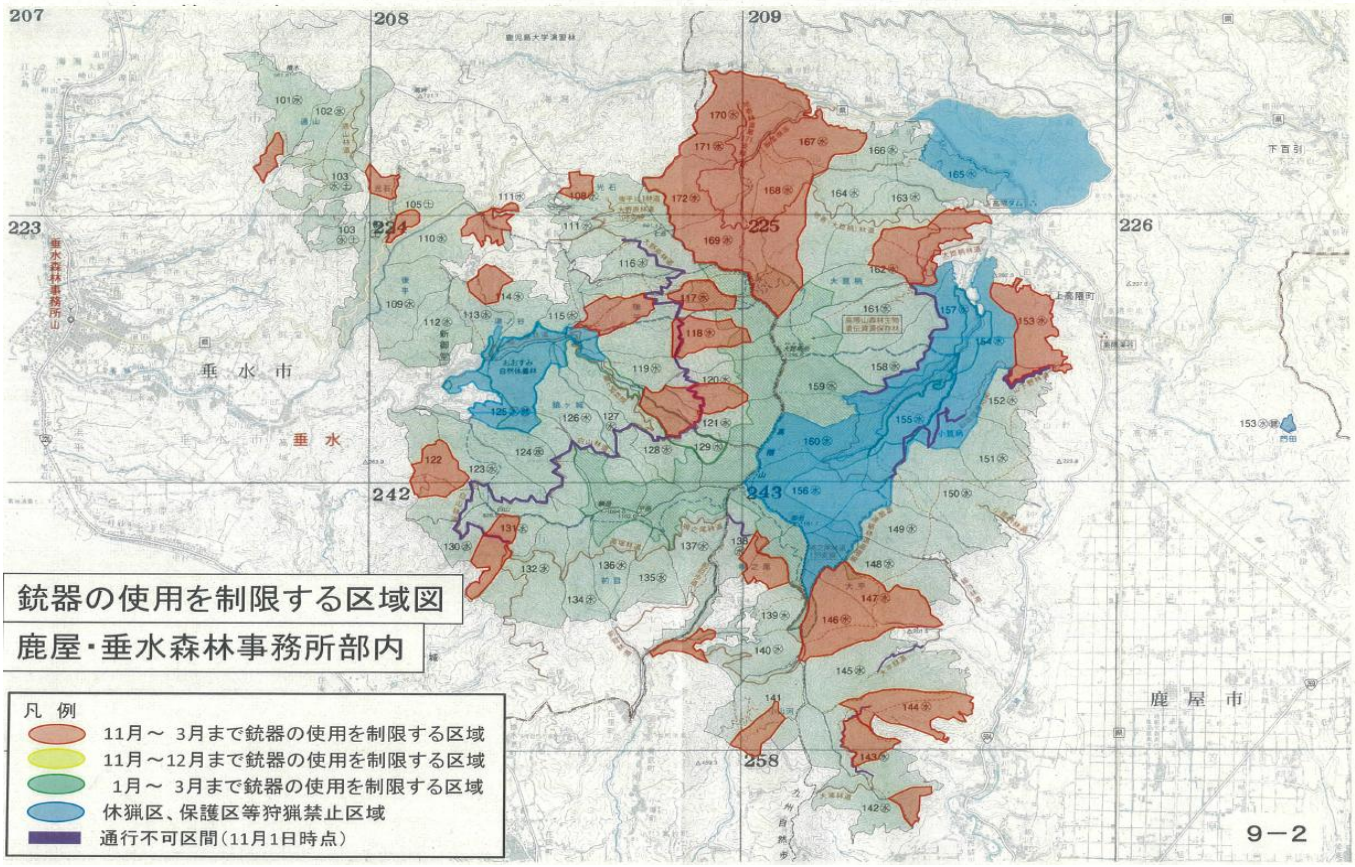
狩猟をされる方へ
～狩猟及び有害鳥獣捕獲に関する安全確保のお願い～

狩猟者の皆さまにおかれましては、狩猟期において万全を期した準備をされていることと存じますが、今一度安全対策、事故防止対策を確認・実施して頂きますようお願いします。

【留意すべき点】
・銃器を使用する際は、絶対に誤射がないように注意してください。
・林道上は発砲禁止です。
・駐車場所に注意してください。
・わなの設置個所の注意（林道法頭などは控えてください。）。
・たばこ、焚き火等の火気に注意してください。
・空き缶、弁当箱等の後始末をお願いします。
・立木等に損傷を与えないようにしてください。
・国有林内には、大隅森林管理署の施設がありますが、使用しないでください。

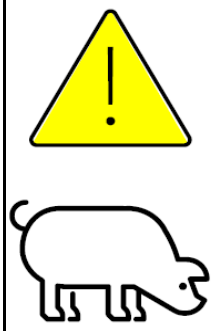
令和８年度狩猟期における銃器の使用を制限する区域図（大隅森林管理署）

凡例	狩猟期間とおし 11月1日～3月15日	前期のみ 11月1日～12月31日	後期のみ 1月1日～3月15日	休猟区， 鳥獣保護区等 狩猟禁止区域	通行不可区間 （気象害等により表示箇所以外も通行不可となることがあります。）



※立入禁止区域が判別し難い場合は、管轄している森林事務所または署までお問い合わせください。

狩猟をされる方へ
～豚熱の拡大防止にご協力ください～



R8.5時点

◇全国43都府県で野生イノシシでの豚熱感染を確認。
◆令和7年11月以降、**鹿児島県の野生イノシシでも豚熱感染が確認**されています！！
◇野生イノシシの豚熱感染確認区域では、**イノシシ肉が利用制限**される可能性があります。
◆近隣諸国ではアフリカ豚熱の発生が継続中です。

県内の野生イノシシにおける豚熱感染拡大防止のため、皆様の一人一人の洗浄・消毒が重要です！！

糞便や唾液等から環境中（土壌、植物等）にウイルスを排出

人、靴、ナイフ、車のタイヤ等にウイルスが付着するリスク



豚熱感染を広げないために…

◆狩猟後は、「洗浄」・「消毒」を！
◇イノシシ解体時には、使い捨てゴム手袋や防護服・レインコート等を使用。
◆内臓等は、放置せず二重に袋で包んで持ち帰り、衛生的に廃棄。
◇自家消費の目的であっても、肉等を豚熱等感染確認区域から**持ち出さない**。
（「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従う場合を除く）
◆自宅に帰ってからも念入りに「洗浄」・「消毒」！

ウイルスを別の猟場に運ばない！

消毒するポイント



○まずは洗浄！　⇒　ブラシなどを使いながら土や血液などの汚れを落とす。
●消毒は、洗浄後にお願いします。
⇒　逆性石鹸やアルコール、消石灰の乳液（粉でも可）をスプレーやジョウロ、噴霧器でかけてください。　※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています

お問い合わせ先

豚熱関係	県農政部　家畜防疫対策課	TEL:099-286-3297･3224
有害鳥獣関係	同　農村振興課	TEL:099-286-3114
狩猟関係	県環境林務部　自然保護課	TEL:099-286-2616

鹿児島県

農業用廃プラスチック類は適切に処理しましょう!

使用済みのビニルやポリエチレンフィルム、肥料袋などの「農業用廃プラスチック(以下廃プラ等)」は産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が禁止されています。

廃プラ等は、事業者が自らの責任で適正に処理することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で義務付けられています（汚染者負担の原則）。

廃プラ等の運搬や処分を業者に委託する際は、「産業廃棄物収集運搬業許可証」「産業廃棄物処分業許可証」などを必ず確認してください。

野焼きや不法投棄だけでなく、無許可業者に委託した場合も、懲役や罰金な

農業用廃プラスチック（廃ビニール）類等の回収について

農業用廃プラスチック類等は産業廃棄物に指定されており、排出事業者(農家)の責任で適正に処理することが義務づけられています。垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会は、農業者の負担を軽減するため、下記の通り廃プラ等の回収を行いますのでお知らせいたします。

なお、分別や梱包が適正でない場合は、そのまま持ち帰って頂くか、分別・梱包をやり直していただく場合があります。

◆ 回 収 日 時　令和８年12月16日（水） 予備日：12月23日（水）
午前8時～12時【小雨決行予定】

◆ 場　　所　鹿児島きもつき農協垂水支所野菜集荷場（山田水産隣）

◆ 回収する廃プラ等の種類

種　　類		負担金	回 収 条 件
農業用廃プラスチック類	塩化ビニール（農ビ/ﾊﾟｲﾌﾟ等）	40円/kg	種類別に梱包して持ち込んでください ※梱包方法 ・農ビ・農ﾎﾟﾘ・ﾏﾙﾁ：80㎝程度に折り曲げ、２箇所結束。 ・塩ビパイプ等：１m以下に切断し結束。 ・コンテナ類：嵩張らない程度に裁断し結束。 ・苗箱，苗ﾎﾟｯﾄ等：重ねて結束。
	ポリエチレン（農ﾎﾟﾘ/ﾏﾙﾁ/肥料袋/ｺﾝﾃﾅ等）		
	農薬容器		中を洗浄した後ラベルをはがし、キャップ・ラベルと容器は、別々の透明袋に入れてください
農薬空き缶等	一斗缶・消毒缶		中身が空で洗浄・乾燥済みのもの(ラベルははがす) 缶の重量が１個約２kg以下のもの
その他	廃農薬類 ※容器の重量も含める	600円/kg	粉剤、粒剤、乳剤、銅剤　等
		1,200円/kg	土壌燻煙剤　等

◆ 持参するもの　　負担金及び印鑑

・本回収は、上記以外の一般廃棄物及び産業廃棄物の回収は行いません。
・梱包方法等お問合せ先：下記又は垂水市農林課振興係(TEL:32-1224)

問合わせ先：垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会事務局
（鹿児島きもつき農協垂水支所　営農購買チーム内）　電話　３２-１１２１

農業用廃プラスチック類は許可された業者で適正処理しましょう

なぜ，適正処理しなければならないの?

農業経営によって排出される使用済みのビニルやポリエチレンフィルム，肥料袋などの「農業用廃プラスチック」は野焼きや不法投棄が禁止されています。

農業を事業として行う農業経営者は自らの責任によって，**許可された産業廃棄物処理業者で適正に処理**することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で義務付けられています。



ビニルの不法投棄の例

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第二条，第十一条，第十二条で農業経営を行う事業者として**適正な処理が定められており**，これらに**違反した場合は，懲役や罰金などの罰則が科せられる場合があります。**

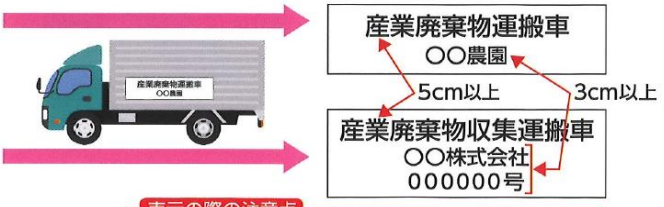


運搬時の表示義務について

産業廃棄物（廃プラ）を運搬する際は，その運搬車の側面に，次の項目を表示しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合の表示
①産業廃棄物を運搬している旨の表示
②農業者名

産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合の表示
①産業廃棄物を運搬している旨の表示
②業者名
③許可番号（下6ケタ以上）



表示の際の注意点
・見やすいこと ・鮮明であること ・両側面に表示すること
・識別しやすい色の文字であること

県では各地域毎に協議会を設置し，農業用廃プラスチック類を取りまとめ，共同で再生処理する取組を推進しています。

ポリエチレンフィルムや塩化ビニルフィルム等の分別

◆　材料の種類別(ポリエチレン，塩化ビニルなど)に分類してください。

◆　分類したフィルムは，土や砂を落として，同じ種類のひもで３カ所をしばり，適切な梱包をしてください。
　その際，針金等の異物が混入しないように十分注意してください。

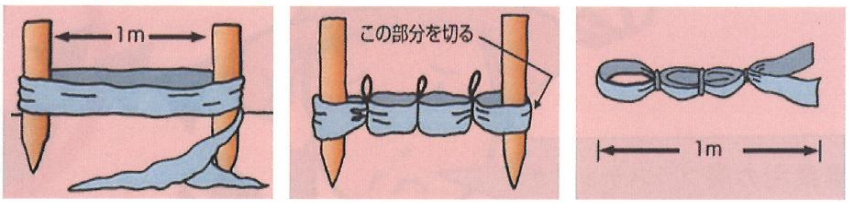


ポリエチレンフィルム統一マークの表示　PE

印刷されていないものが多いが，概ね1mおきに青字以外で印刷

主な用途

マルチ(白，黒)，
内張カーテン
ハウス用被覆ビニル



①木杭を1m間隔で打ち込み巻きつけていく

②3ヶ所をしばる(1梱包10～20kg程度)片側1ヶ所を切断する

③杭から取り外した状態
切るのは1ヶ所で良い

塩化ビニルフィルム統一マークの表示　農ビ

概ね1mおきに青字で印刷

主な用途

ハウス用被覆ビニル
トンネル用被覆ビニル



①泥やゴミを落とす

②つづら折りにする

③持ちやすいよう3カ所をしばる

フッ素フィルム(エフクリーン)の適正処理

資料：AGCグリーンテック㈱HP

エフクリーンは大気中では燃えませんが，加熱するとフッ化水素ガス等有害な分解ガスが発生するので絶対に火の中に入れない

分別回収

使用済みエフクリーンは，全量回収を基本としているので他の農業用資材を絶対に入れずに「専用回収袋」に入れて所定の送り先へ送付する。



木材PR・木材需要拡大の要望活動

令和８年10月８日、「木の日」にちなんで「鹿児島県木材利用推進運動協議会」と「一般社団法人鹿児島県林材協会連合会」が、木材PR・木材需要拡大を目的に、垂水市に対して要望活動を実施しました。





要望活動では、垂水市長、垂水市議会議長、垂水市教育長を訪問し、それぞれの訪問先に対して要望書を提出しました。学校教育や木育イベントを通した県民へのPRや、木造住宅や市所有の建造物における県産材の利用促進、森林資源の循環利用に向けた再造林対策の強化など、川上から川下まで包括的な林業・木材産業への支援を依頼しました。

農林課職員による現地確認について

次の現地確認等を11月から１月にかけて実施中です。
職員が、ほ場へ立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

〇経営所得安定対策等交付金

水田において、主食用米以外の転作作物（WCS用稲、飼料作物、野菜等）を作付け・販売する農業者を支援するため、経営所得安定対策等交付金が支払われており、この申請農地の作付け状況や水田の利用状況を調査します。

〇中山間地域等直接支払制度

中山間地域において、農業を継続するために集落などが協定を結び、農用地を維持・管理するために、面積に応じて交付金が支払われており、この対象農地の管理状況等について確認を行います。

